

# 賃金構造基本統計調査の 職種区分の見直しについて

# 賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しに係る検討状況

## 1. これまでの検討状況

前回のワーキンググループで、以下の基本的な考え方に基づき新職種区分（案）を提示したところ。

＜新職種区分作成に当たっての基本的な考え方＞

- ① 新職種区分（案）は、全職業を網羅する体系とする。  
(現行の特定の職種に該当する労働者のみ職種番号を記入する方式から、全労働者について職種番号を記入する方式に調査法を変更する。)
- ② 日本標準職業分類の中分類を基本的な職種の単位とするが、当該中分類に属する労働者のボリューム等を踏まえ、必要に応じ、統合・細分する。
- ③ 現行の職種の1つ（又は2つ以上を合わせたもの）と、日本標準職業分類の小分類の1つ（又は2つ以上を合わせたもの）とが比較的近い範囲となり、当該範囲に一定数の労働者がいることが見込まれる場合等は、当該1つの小分類（又は2つ以上の小分類を合わせたもの）を新たな1つの職種とする。
- ④ 日本標準職業分類の小分類を更に細分化することはできる限り避けることとするが、現行の職種のうち、日本標準職業分類の小分類の一部を構成するものであって、相当数の労働者がいることが見込まれる又は賃金水準等が特徴的であると考えられるもの等でかつ当該職種に該当する労働者とそれ以外の労働者を分けることが容易と考えられるものについては、必要に応じて、新職種区分でも独立した職種として存続させる。
- ⑤ 現行の行政運営等でデータを利用している職種は存続させるように配慮する。
- ⑥ 国勢調査で用いる職業分類も参考とする。

# 賃金構造基本統計調査の職種区分の見直しに係る検討状況

## 2. 前回のワーキンググループでの指摘事項

- 国勢調査の職業分類（小分類）との関係はどのようにになっているか。  
雇用者に限定すると大差はないか。  
国勢調査との職業分類（小分類）に近づけられないか。  
→課題1 （資料2－1 P. 4～6）
- 厚生労働省内外のニーズを調査し、その結果も踏まえて引き続き検討すべき。  
→課題2 （資料2－1 P. 7～8）

# 課題1：国勢調査の職業分類との比較

## 1. 国勢調査の職業分類数と賃金構造基本統計調査の新職種区分数の比較

国勢調査の職業分類（小分類）232職種のうち、賃金構造基本統計調査の新職種区分と範囲が一致しないのは153職種となっている。（詳細な比較表は参考資料2）

| 日本標準職業分類<br>(大分類) | 賃金構造基本統計<br>調査の現行の職種<br>区分数 | 賃金構造基本統計<br>調査の新職種区分<br>数(案) | 平成27年国勢調査<br>に用いる職業分類<br>数(小分類) | 国勢調査の職業分類<br>のうち新職種区分と<br>一致しないもの |
|-------------------|-----------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| A－管理的職業従事者        | 0                           | 1                            | 5                               | 5                                 |
| B－専門的・技術的職業従事者    | 34                          | 47                           | 63                              | 42                                |
| C－事務従事者           | 4                           | 14                           | 16                              | 8                                 |
| D－販売従事者           | 6                           | 10                           | 14                              | 14                                |
| E－サービス職業従事者       | 10                          | 15                           | 27                              | 21                                |
| F－保安職業従事者         | 2                           | 2                            | 6                               | 5                                 |
| G－農林漁業従事者         | 0                           | 1                            | 12                              | 12                                |
| H－生産工程従事者         | 46                          | 33                           | 46                              | 20                                |
| I－輸送・機械運転従事者      | 14                          | 15                           | 13                              | 7                                 |
| J－建設・採掘従事者        | 10                          | 10                           | 17                              | 11                                |
| K－運搬・清掃・包装等従事者    | 3                           | 6                            | 12                              | 8                                 |
| L－分類不能の職業         | 0                           | 1                            | 1                               | 0                                 |
| 合計                | 129                         | 155                          | 232                             | 153                               |

※賃金構造基本統計調査の新職種区分においては、分類不能の職業は調査対象職種としないが、集計区分には含める。

# 課題1：国勢調査の職業分類との比較

## 2. 国勢調査の職業分類（小分類）との関係

| 類型 | 国勢調査の職業分類との関係  | 該当する職業小分類の例   | 国勢調査の職業分類数 |
|----|--|---|------------|
| 1  | 賃金構造基本統計調査の新職種区分と一致するもの  |   | 79         |
| 2  | 日本標準職業分類の中分類に対応する職種とする原則を適用したもの  | 著述家、記者、編集者、電線架線・敷設従事者、電気通信設備工事従事者   | 24         |
| 3  | 賃金構造基本統計調査の調査対象外である職種、又はそれらが職業分類の大宗を占める職種  | 会社役員、その他の法人・団体役員、裁判官、検察官、自衛官、警察官、航海士、機関士  | 10         |
| 4  | 賃金構造基本統計調査の調査対象外である産業（農業、林業、漁業、家事サービス業）に多く存在する職業であるため、他の職種と統合したもの                            | 農林水産・食品技術者、農耕従事者、家政婦（夫）、家事手伝い、その他の家庭生活支援サービス職業従事者   | 15         |
| 5  | 賃金構造基本統計調査の現行の職種との接続を図るために、国勢調査の小分類をさらに細分化したもの<br>(賃金構造基本統計調査の新職種区分を統合すると国勢調査の職業小分類に一致するもの)  | 土木・測量技術者、看護師（准看護師を含む）、その他の社会福祉専門職業従事者、その他の一般事務従事者、販売店員、機械器具・通信・システム営業職業従事者、金融・保険営業職業従事者、飲食物給仕・身の回り世話従事者、自動車運転従事者      | 9          |
| 6  | 賃金構造基本統計調査の現行の職種との接続を図るために、国勢調査の小分類をさらに細分化したもの<br>(賃金構造基本統計調査の新職種区分を統合しても国勢調査の職業小分類に一致しないもの) | 大学教員、その他の教員、食料品製造従事者  | 3          |
| 7  | その他<br>(労働者数が多くないため他の職種と統合したもの、現行の職種との接続を図るために国勢調査の中分類をまたいだ職種としているもの 等)                      | 電気・電子・電気通信技術者（通信ネットワーク技術者を除く）、機械技術者、輸送用機器技術者、個人教師（スポーツ）、個人教師（学習指導）、電気機械器具整備・修理従事者、化学製品検査従事者、ゴム・プラスチック製品検査従事者、廃棄物処理従事者 | 92         |

# 課題1：国勢調査の職業分類との比較

## 3. 国勢調査の職業分類（小分類）との関係（職業大分類別）

| 日本標準職業分類<br>(大分類) | 平成27年国勢<br>調査に用いる<br>職業分類数<br>(小分類) | 類型<br>1 | 分類2から7の計<br>(国勢調査の職業分<br>類のうち新職種区分<br>と一致しないもの) | 類型<br>2 | 類型<br>3 | 類型<br>4 | 類型<br>5 | 類型<br>6 | 類型<br>7 |
|-------------------|-------------------------------------|---------|---|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| A - 管理的職業従事者      | 5                                   | 0       | 5   | 0       | 3       | 0       | 0       | 0       | 2       |
| B - 専門的・技術的職業従事者  | 63                                  | 21      | 42  | 8       | 1       | 1       | 3       | 2       | 27      |
| C - 事務従事者         | 16                                  | 8       | 8   | 5       | 0       | 0       | 1       | 0       | 2       |
| D - 販売従事者         | 14                                  | 0       | 14  | 3       | 0       | 0       | 3       | 0       | 8       |
| E - サービス職業従事者     | 27                                  | 6       | 21  | 5       | 0       | 2       | 1       | 0       | 13      |
| F - 保安職業従事者       | 6                                   | 1       | 5   | 0       | 3       | 0       | 0       | 0       | 2       |
| G - 農林漁業従事者       | 12                                  | 0       | 12  | 0       | 0       | 12      | 0       | 0       | 0       |
| H - 生産工程従事者       | 46                                  | 26      | 20  | 0       | 0       | 0       | 0       | 1       | 19      |
| I - 輸送・機械運転従事者    | 13                                  | 6       | 7   | 0       | 3       | 0       | 1       | 0       | 3       |
| J - 建設・採掘従事者      | 17                                  | 6       | 11  | 3       | 0       | 0       | 0       | 0       | 8       |
| K - 運搬・清掃・包装等従事者  | 12                                  | 4       | 8   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 8       |
| L - 分類不能の職業       | 1                                   | 1       | 0   | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 合計                | 232                                 | 79      | 153   | 24      | 10      | 15      | 9       | 3       | 92      |

# 課題2：厚生労働省内外のニーズ調査

## 1. 概要

第14回厚生労働統計の整備に関する検討会及び前回のワーキンググループでの御議論を踏まえ、前回のワーキンググループにおいてお示しした新職種区分（案）について、厚生労働省内外のニーズを把握するため、広く意見募集を実施した。

## 2. 実施時期

平成29年9月から約1か月間

## 3. 実施方法

厚生労働省ホームページにおいて意見募集を実施した。

なお、意見募集を実施していることについてできる限り周知がなされるよう、企業の経営者や人事労務担当者向けに厚生労働省が配信している「厚労省人事労務マガジン」を活用するとともに、独立行政法人労働政策研究・研修機構が配信している「メールマガジン労働情報」、東京労働経済学研究会及び関西労働研究会のマーリングリストによる周知に御協力いただいた。

また、厚生労働省内に対しては別途意見を聴取した。

## 4. 意見募集結果

賃金構造基本統計調査の調査対象職種に関し、省内外から11件の御意見が寄せられた。  
(意見の詳細は別紙参照)

## 課題2：厚生労働省内外のニーズ調査

### 5. 意見募集結果を踏まえた職種区分の見直し案

- 「保健師、助産師」については、「保健師」と「助産師」に分割する。  
(別紙 意見番号1)
- 「介護職員」に係る分類の更なる細分化については、日本標準職業分類の小分類よりも細分化される状況であり、原則的な考え方からは外れるが、今回複数件のニーズがあつたことを踏まえ、改めて把握可能性(明確な定義や区分が可能か)、政策上の必要性の有無等といった観点から、政策担当部局の意見も聴きつつ引き続き検討する。  
(別紙 意見番号2, 3)
- その他御意見があった職種に関しては、日本標準職業分類や国勢調査の職業分類との整合性といった観点から、今回の見直しにおいては反映せず、今後の日本標準職業分類の改定の状況なども踏まえて対応することとする。

なお、国勢調査の職業分類との比較結果や、平成30年度に実施する賃金構造基本統計調査試験調査における記入状況も踏まえ、さらに職種区分の検討を行う。